

取扱区分：「公開」

令和4年第10回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年10月11日（火）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第10回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年10月11日(火) 午前10時01分 ~ 午前10時34分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 16人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第5番	白 石 純 治
第6番	高 橋 恵	第7番	田 中 榮 作
第8番	歳 光 時 正	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 2人

第4番	佐 伯 伴 章	第14番	藤 原 典 子
-----	---------	------	---------

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第41号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5件

第3 報告事項

報告第61号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 7件

報告第62号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 3件

報告第63号 農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について 1件

報告第64号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 7件

報告第65号 農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について 3件

報告第66号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について 1件

報告第67号 農地改良の届出について 1件

報告第68号 現況が農地でないことの証明等について 11件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中16人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番・佐伯 伴章委員、第14番・藤原典子委員の2人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしくをお願いします。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第10回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第5番白石 純治委員、第11番 原田 雅之委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第40号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページから 2 ページの議案第40号は、1 議案 3 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、基盤整備された田 3 筆の面積が 4,000平方メートルの農地です。

現況は利用権を設定の上、申請譲受人が田として耕作されています。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は耕作する予定がなく、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約200アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番の野村です。

去る9月16日に事務局と現地確認をいたしました。

現地は譲受人が耕作をしています。

譲渡人のほうは、耕作の予定もなく、後継者もいないので、売り渡したいということで確認しています。

譲受人とは直接会って確認をしました。

譲渡人には電話にて確認をしました。

現状、ちゃんと耕作されているので、水利権やその他の問題は特にないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第40号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第40号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田2筆の面積が2,358平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は県外に居住しており農地を一切管理できず、また農業後継者もいないため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、経営規模拡大のため農地を取得するものです。

取得後の農地は約190アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番の有馬です。

第2番について調査報告します。

去る9月22日に農業委員会事務局と現地を確認するとともに、10月4日に譲受人の自宅にて所有権移転について確認しました。

また、譲渡人とは遠隔地であるため10月6日に電話にて確認しました。

現地は2筆とも稲が作付けされておりました、地番1103番の1はすでに稲刈りが済んでおりました。

譲渡人は県外に在住し、農業後継者もいないことから田んぼの譲渡を検討していたとのことでした。

一方、譲受人は、父親が譲渡人と以前からかかわりがあったこと、また、近年経営規模を拡大していたことから、譲り受けることにしたそうです。

譲受人は家族4人で農業をされており、水稻に関わる農機具も一式整備されています。

また、当該農地は自己所有の近辺地ですので適正に作付けされるものと思われます。

以上、特に問題はないと思われます。

ご審議のほどお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第40号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号、番号2番は、許可と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第40号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号3番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田5筆の面積が5,458平方メートルの農地です。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は市外に居住しており耕作が困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、譲渡人からの申し出により、農地を取得するものです。

取得後の農地は約280アールで、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

松田委員

第15番松田委員

15番の松田です。

9月26日に、事務局と現地確認し、申請譲受人と面談をいたしました。

譲受人は高齢ですが、同居の息子さんも農地の譲り受けを承諾しているとのことでした。

なお、譲渡人については、2日前に電話連絡で話し、意思確認をしました。

ご検討のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第40号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第40号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

3ページから4ページの議案第41号は、1議案5件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積866.45平方メートル、パネル枚数336枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。

譲渡人は、譲受人から譲渡の依頼があり譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ出口から南東約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道出口からおおむね300メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第41号1番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

9月21日事務局の方と推進委員の方と3名で現地確認をしました。

地目は田で1筆1,715平方メートルを申請するものです。

現状は水稲が作付けされていました。

9月21日に譲渡人の自宅に伺い意思確認をしました。

平成30年に相続した土地ですが、市内に嫁いでいて自分では耕作することができず、近所の方に管理をしてもらっていたそうです。

今回、太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

10月6日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積417.75平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ出口から南東約290メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道出口からおおむね300メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番岩田委員

第3番の岩田です。

議案第41号2番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

9月21日、事務局の方と推進委員の方、私と3名で現地確認をしました。

面積は地番1253番が697平方メートル、地番1266番の1が730平方メートル、合計1,427平方メートルです。

地目はどちらも田です。

譲渡人は別々です。

現状は水稻が作付けされていました。

9月23日、地番1253番の譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

相続したが耕作することができないので、今回太陽光発電の話があり、売却することにしたそうです。

地番1266番の1の譲渡人については、先ほどの議案1番でのべた同一人物です。

9月21日に1番と2番一緒に意思確認をしました。

10月6日譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

いします。ありがとうございます。

それでは、ただ今の議案第41号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

ませんか。
(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたし

ます。議案第41号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はござい

ませんか。
(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号3番を議題といたし

ます。事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたし

ます。申請譲受人は、居住する自己用住宅を建築するため、申請地の贈与を受け、建築面積128.35平方メートルの平屋と10.35平方メートルの車庫を建築しようとするものです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

譲渡人は、娘夫婦の自己用住宅のために申請地を贈与しようとするものです。

申請地は、周南市久米支所から北東約 710 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、開発許可案件ですので、本件が許可となる場合は、開発許可と同時施行となります。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員である私から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

第18番の山下です。

番号3番について、去る9月24日に、当該区域を担当する農地利用最適化推進委員と事務局と私の3人で、現地調査を行うとともに、9月26日には、申請譲受人と譲渡人の双方に電話をし、状況を確認いたしました。

申請地は、1枚の田となっており、現地調査を行ったときは、収穫間近な稲穂が首を垂れていました。

この土地は、転用のために3筆に分筆されたもので、そのうちの2筆を許可申請されたものです。

譲受人は、現在は県外の社宅に住んでおられますが、来年には帰郷する予定であり、妻の両親の家に近い申請地を妻の父親から譲り受け、住宅を新築し、両親のそばに住みたいと考えたとのことです。

譲渡人は、結婚して子育ても大変な娘夫婦の希望もあり、娘夫婦が近くに住んでくれることは自分たちの老後のためにも心強いとも考え、申請地を贈与することにしたとのことです。

議長（山下会長）

第18番山下委員

立地基準に照らして転用に問題はなく、また、関係書類も完備されており、農地転用の確実性が認められ、周辺農地への被害防除措置が適切で、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がなく、一般基準からみても特に問題はないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山下会長）

ただ今の議案第41号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 920.04 平方メートル、パネル枚数 356 枚を設置するもので、発電出力は 150 キロワットです。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間駅から北西約 240 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第41号4番について補足説明いたします。

去る9月26日に事務局と現地確認、9月28日に再度現地確認、9月29日に譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は一部耕作され、他はきれいに草刈りされておりました。

譲渡人の話では、ここ数年は自身では耕作しておらず、現状は一部知人に貸してその知人が耕作しているとのことでした。

他の部分は知人に依頼して草刈りをしてもらっているとのことでした。

高齢となり管理も困難になってきて、今後も耕作する予定もなく、この度、譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりのよい申請地が適地であると判断し取得するとのことでした。

施工にあたり、周辺住民への事前説明もなされておりました。

また、現在申請地を利用している耕作者とは、現在計画している野菜の収穫が終了するのを待ってから施工に入ることも確認済みとのことでした。

施工に際し、周辺住民の生活道路となっている隣接した道に駐車し荷下ろしをすることになることから、この道路を利用する周辺住民への事前説明をしておくように伝えました。

周囲は道路、休耕農地、譲渡人自宅ですが、パネルの設置方向や高低差を考慮すると、反射による照りの問題もありません。

草刈り等管理に関して、年2、3回は行い、フェンスに管理者連絡先を明示した掲示板を設置するとのことでした。

太陽光発電パネルのみの設置で汚水の発生もなく、雨水も河川への放流で、事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第41号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,106.12平方メートル、パネル枚数428枚を設置するもので、発電出力は200キロワットです。

譲渡人は、高齢となり、管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

申請地は、勝間駅から南西約 260 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅からおおむね 300 メートル以内の第 3 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田委員

第11番の原田です。

議案第41号 5 番について補足説明いたします。

去る 9 月 26 日に事務局と現地確認、9 月 28 日に再度現地確認、9 月 29 日に譲渡人及び申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので、報告いたします。

申請地は雑草が繁茂しておりました。

譲渡人の話では、ここ数十年は耕作しておらず、草刈りもしていないとのことでした。

高齢となり管理も困難になってきて、今後も耕作する予定もなく、この度、譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたところ、日当たりのよい申請地が適地と判断し取得することでした。

施工にあたり、周辺住民への事前説明もなされております。

申請地は鉄道軌道に面していることから、鉄道事業者への事前説明をしておくよう依頼し、後日了解を得たと確認しました。

周囲は鉄道軌道、道路、住宅ですが、パネルの設置方向、高低差を考慮しても、反射による照りの問題はないと考えております。

草刈り等管理に関しても年2、3回は行い、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置するとのことでした。

太陽光発電パネルのみの設置で汚水の発生もなく、雨水も側溝への自然流下で、事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第41号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第41号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第61号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

5ページから7ページまでの報告第61号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第61号を終わります。

続きまして、報告第62号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

8ページの報告第62号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第62号を終わります。

続きまして、報告第63号「農地法第5条第1項第1号の規定による農地等の転用のための権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

9ページの報告第63号は、山口県が施行する公共事業のために必要とする農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第63号を終わります。

続きまして、報告第64号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

10ページから11ページの報告第64号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、7件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第64号を終わります。

続きまして、報告第65号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第65号は、許可は要しないとされているもので、農業委員会に文書を提出していただいているものです。

今回は、3件です。

番号1番については、農地法施行規則第53条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用、番号2番については、同条第15号に規定された周南市が行う災害復旧工事のための一時転用、番号3番については、同条第5号に

規定された周南市が行う道路改良工事のための一時転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第65号を終わります。

続きまして、報告第66号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページの報告第66号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第66号を終わります。

続きまして、報告第67号「農地改良の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

15ページの報告第67号は、農地の利用増進又は保全その他の農業経営の改善のために、農地改良を行う場合において、事前に農業委員会に届出するもので、今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第67号を終わります。

続きまして、報告第68号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページから19ページの報告第68号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したもので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は11件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号1番の農振農用地の土地1件は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第68号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第10回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時34分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年10月11日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 白 石 純 治

委 員 原 田 雅 之